

## 戦没者の遺骨鑑定の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

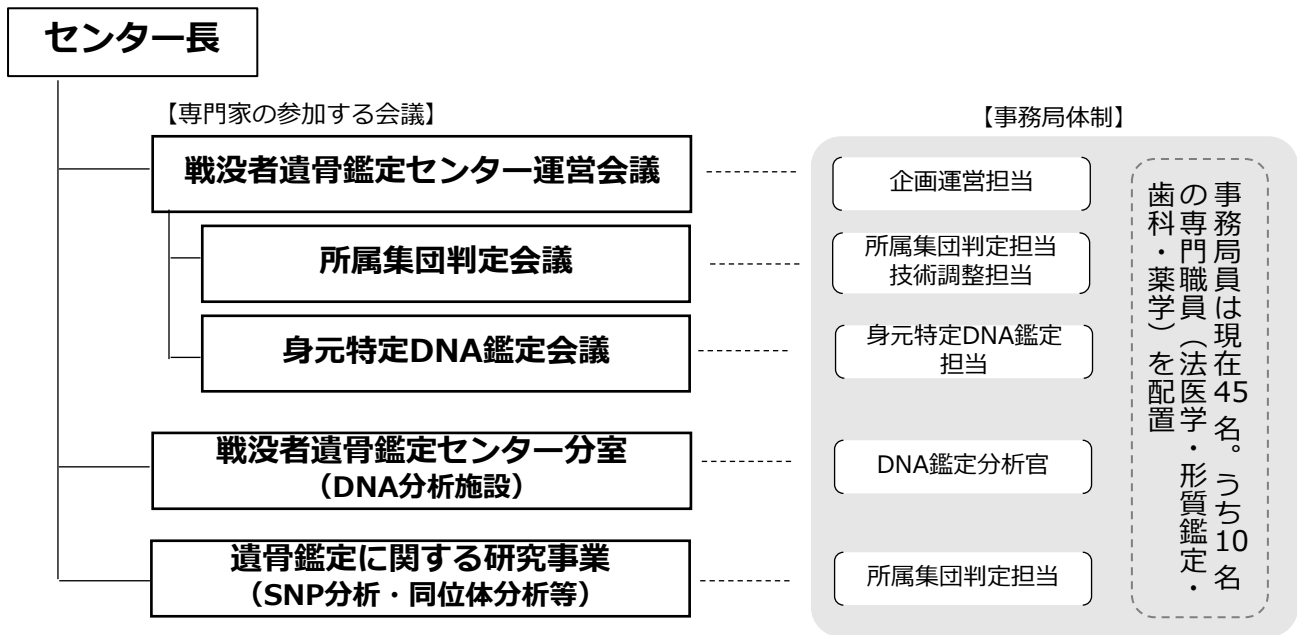
# 戦没者遺骨鑑定センター（概要）

## 業務内容

- 遺骨の科学的な鑑定
  - ・日本人か否かの所属集団判定（形質鑑定、DNA鑑定）
  - ・遺族との身元特定
- 遺骨収容に関する技術的事項
- 戦没者遺骨の鑑定に関する研究
  - ・最新の技術、研究の実務への応用を目指す
- 諸外国の鑑定機関との共同鑑定

## 戦没者遺骨鑑定センターの体制

※社会・援護局に設置（令和2年7月16日に大臣伺い定めとして立上げ）



戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

戦没者遺骨鑑定センターの運営を含む遺骨収集事業全般について定期的に報告し外部有識者の意見をいただく

# 戦没者遺骨鑑定の実施状況等について

## 1 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定

- 平成15年度から、遺留品等の手掛かり情報がある場合に、戦没者を特定し、関係遺族に連絡。遺族の申請に基づき、身元特定のためのDNA鑑定を実施
  - 遺留品等の手掛かり情報のない戦没者遺骨については、試行的取組の結果(※)を踏まえ、令和3年10月から厚生労働省が検体を保管する全地域を対象にDNA鑑定を実施
- (※)令和2年度に、硫黄島の遺骨2柱、キリバス共和国タラフ環礁の遺骨2柱の計4柱(いずれも手掛かり情報なし)について、身元を特定
- 平成15年度から令和5年1月末までに遺族から6,820件の申請を受理(うち対象地域拡大に伴う申請は1,559件)

(実績)

身元特定	審議件数(平成15年度～令和5年1月)	
	4,685件	身元が判明
		1,224件

## 2 戦没者遺骨の所属集団判定

- 戦没者遺骨の所属集団判定については、令和2年度から、DNA分析結果等を踏まえた判定を実施
  - 日本人の可能性が低いと判定した遺骨については、今後相手国政府と返還協議を実施
  - DNAの著しい劣化等により判定不能な遺骨は、国立科学博物館において次世代シーケンサによるSNP分析(※)を実施。遺留品や埋葬情報等を総合的に勘案して所属集団を判定
- (※) SNP分析：劣化したDNA断片からDNA配列を分析。出土人骨の分析にも活用
- 令和4年度から同位体分析の遺骨鑑定への活用に関する研究事業を実施し、日本人に関する同位体データ等を検証

(実績)

所属集団	審議件数(令和2年度～令和5年1月)			
	7,314件	日本人遺骨	判定不可	日本人遺骨の可能性低い
		5,821件	1,393件	100件

## 3 戦没者遺骨の鑑定体制の強化

- 戦後80年近くが経過し遺族が高齢化する中で一柱でも多くの遺骨の身元を早く特定することが必要であることに加えて、令和2年5月にとりまとめた「戦没者遺骨収集事業及び実施体制の抜本的な見直し」を受けて、日本人と判明しない限り遺骨全体の送還が実現しないことから、遺骨の科学的鑑定体制の強化が必要
- 鑑定機関(12大学)に委託して鑑定することに加えて、令和4年9月、厚生労働省自らも専門家を雇用して分析施設を設置。遺骨検体の送還後、直ちに鑑定に着手できるよう、鑑定の迅速化、鑑定体制の強化を図る。

# 令和4年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況

## 1. 身元特定DNA鑑定会議（戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施状況について）

- 令和4年度は身元特定DNA鑑定会議を4回開催。令和5年1月末までに、554件の鑑定結果を審議した結果、14件について身元が判明した。
- そのうち、手掛かり情報がない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、新たに1件について身元が判明した。

## 2. 所属集団判定会議（戦没者遺骨の所属集団の判定状況について）

- 令和4年度は所属集団判定会議を3回開催。1,944件を審議した結果、「日本人の遺骨である」が1,787件、「判定不可」が153件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が4件となった。
- そのうち、次世代シーケンサによるSNP分析の結果等を含めて総合的判定を実施したものが、33件（「日本人の遺骨である」が23件、「判定不可」が10件）となった。

		(令和3年度末時点件数)	(令和5年1月末時点件数)
身元の 確認状況	身元が判明した遺骨	1,210	1,224
	身元が否定された遺骨	2,921	3,461
所属集団の 確認状況	日本人の遺骨	4,034	5,821
	判定不可の遺骨※1	1,481 うち所属集団判定会議 における判定：1,240	1,634 うち所属集団判定会議 における判定：1,393
	日本人である可能性が低い遺骨※2	556 うち所属集団判定会議 における判定：96	560 うち所属集団判定会議 における判定：100

※1 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体。そのほか、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の計241件を含む

※2 「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム 報告書」（令和2年3月25日）において、日本人を主体とした埋葬地ではないとされたロシア7事例・460件を含む。

# 所属集団判定会議においてSNP分析結果等を含めた総合的な判定を実施した事案

収容地域	収容時期	所属集団判定会議における審議結果		
		形質鑑定・DNA鑑定結果等に基づく最初の審議結果	委託事業から得られたSNP分析結果等の新たな参照情報	総合的な判定結果
沖縄県	平成24年 5月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和4年12月		
		判定不可（SNP分析対象） 2	残余検体なしで分析不能 2	日本人遺骨である 2
東部 ニューギ ニア（オ 口州）	平成12年 11月 平成15年 10～11月 平成22年 11月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和4年12月		
		判定不可（SNP分析対象） 26	日本人 SNP分析による判定不能 17 残余検体なし、または 検体不良で分析不能 7	日本人遺骨である 16 判定不可 10
東部 ニューギ ニア（東 セピック 州）	平成12年 10～11月 平成25年 1月	審議時期：令和2年12月 ⇒ 令和4年12月		
		判定不可（SNP分析対象） 5	日本人 SNP分析による判定不能 1	日本人遺骨である 5

## 次世代シーケンサによるSNP分析結果等を含めた総合的な判定の結果、「判定不可」となった事案

- 10件は、いずれもY-STR型・mtDNA塩基配列の解析不能で、検体不良でSNP分析ができない、またはSNP分析をしたが判定不能という分析結果
- うち1件については、遺骨収容時の報告書によれば「相手国政府によって発見されたもので、日本人と思われる」と記載されているが、記載内容を裏付ける事実等が確認できず、また総合的にみて日本人遺骨と判定する科学的根拠が確認できないため、判定不可という結論

（参考：前回の運営会議・有識者会議資料からの抜粋）

SNP分析を実施した事案については、現在の遺骨収容・鑑定プロセス上、STR型を基本とした分析等とあわせて、所属集団判定会議における総合的な判断を経て、その所属集団の判定を行うこととされている。

SNP分析結果を活用した所属集団判定の結果については、今後の戦没者遺骨鑑定センター運営会議において報告する。

# 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報について

(厚生労働省ポスター・リーフレット)

## 【令和4年度における広報の取組】

- 政府広報など様々な手段を通じて戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請をご案内
- 令和4年度からの新たな取組みとして、援護年金受給者や恩給受給者の方に送付される受給額のお知らせにリーフレットを同封し、関係する御遺族の方へ直接案内をご連絡

### (実施した広報)

- 令和4年6月に援護年金や恩給受給者を対象として、受給額のお知らせにリーフレットを同封
- 令和4年7月に政府広報による全国紙・ブロック紙及び地方紙(計73紙)へ新聞広告
- 令和4年8月から、
  - ・ 日本遺族会の広報紙への掲載
  - ・ 地方自治体の広報紙への掲載
  - ・ 地方自治体におけるポスターの掲示及びリーフレットの設置
  - ・ (公社)全国老人福祉施設協議会の協力を得て、介護施設にポスターの掲示及びリーフレットの設置
- 令和4年9月に、全国紙・ブロック紙及び沖縄県主要地方紙(計10紙)へ新聞広告
- 令和4年12月に沖縄県庁においてDNA鑑定個別相談会を開催
- 令和5年1月に地方紙(計60紙)へ新聞広告



### 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。

厚生労働省が遺骨収集を行ってご遺骨の検体(DNA鑑定に使用する部位)を保管している地域



(50音順)  
※令和3年12月までの状況。他の地域もご遺骨の検体が採取された場合は実施します。

### DNA鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先 **03-3595-2219** 受付時間(平日のみ) 9:30-18:00 詳細はホームページをご覧ください



# 厚生労働省DNA分析施設の設置（国内鑑定体制の強化）

- ・ 戦没者の遺骨は長年地中等にあり状態が悪く、遺骨に僅かに残るDNAを手掛かりに、DNA情報の分析（型判定）や遺族と共有するDNA情報を分析（マッチング）するなど、戦没者遺骨のDNA鑑定には高い技術水準と専門性が求められる。
- ・ 一方で、遺族が高齢化している中で一柱でも多くの遺骨の身元を判明することが重要であり、また、送還した検体が日本人の遺骨と判明しない限り遺骨全体の送還が実現しないことから、国内の鑑定体制を強化する。

## 分析施設の設置

- 戦没者遺骨のDNA鑑定を鑑定機関（大学）に個別に委託実施することに加えて、厚生労働省も専門家を雇用し、令和4年9月に「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を設置
- DNA分析施設では、遺骨からDNA抽出、DNA情報の分析（型判定）、遺族DNA情報の分析（マッチング）など、鑑定に必要な作業を自前で実施
- 鑑定機関（大学）は、引き続き鑑定作業に加えて、DNAが抽出しにくい事案や型判定が難しい事案の研究や分析の深掘りなどに取り組む

〔厚生労働省DNA分析施設の設置による国内体制の強化〕

### 鑑定件数の増加

戦没者遺骨の鑑定件数について、分析施設と鑑定機関により、今後3年間で現在の水準の1.5倍にあたる約3,600件を鑑定する体制とする

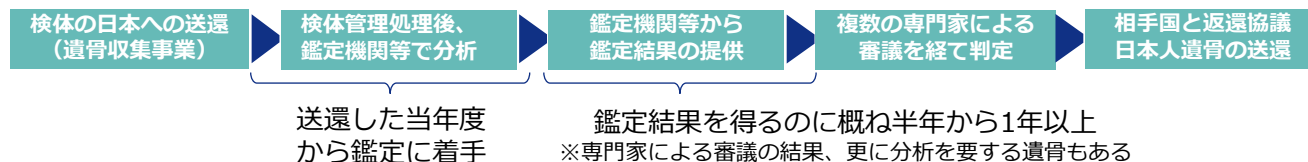
（過去3年間）

（今後3年間）

鑑定機関	厚労省分析施設 + 鑑定機関
2,400件（年平均800件）	3,600件（年平均1,200件）

### 鑑定の迅速化

遺骨検体を日本に送還した後、直ちに鑑定に着手する体制とする（早ければ令和5年度内に送還した検体から当年度中に鑑定に着手し、遺骨全体の早期送還の実現を図る）



### 鑑定技術の共有

鑑定機関と、DNA分析施設における分析内容や新たな鑑定技術の共有を図り、国内の科学的鑑定体制を強化する

## 分析施設の概要

- ・ 都内に設置。3室構成。核酸抽出・精製装置、PCR増幅器、DNAシーケンサ、エアシャワー等を配備

（分析施設の作業工程）



# 戦没者遺骨鑑定に関する今後の取組内容について

## 1 戦没者遺骨の鑑定体制の強化について

- 戦没者遺骨のDNA鑑定は、南方地域における遺骨検体数の増加が見込まれる中で、鑑定に時間を要する難しい事案も増えることが想定される。
- 日本人の遺骨と判定しなければ遺骨全体の送還が実現しないため、検体が日本に送還された後に直ちに遺骨の分析に着手できるよう、令和4年9月に厚労省において専門家を雇用し分析施設を設置。分析施設と鑑定機関により、早ければ令和5年度内に送還した検体から当年度中に分析に着手し、遺骨全体の早期送還の実現に繋げる。
- また、運営会議・有識者会議における指摘を踏まえ、将来的には、国立科学博物館において委託実施している次世代シーケンサを使用したSNP分析について、DNA分析の一部を分析施設が担うなどの分析体制を検討する。

## 2 戦没者遺骨鑑定に関する研究等について

事業開始	事業名	実施機関
令和2年度	①戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析事業	国立科学博物館
	②形質人類学的鑑定人の養成に係る研究事業	国立科学博物館
令和3年度	③身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する厚生科学研究	関西医科大学等
令和4年度	④戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究	東京大学総合研究博物館

### 【各事業の概要】

- ① 現在までに795件を分析（分析中を含む）。令和4年12月から、形質鑑定や埋葬地情報、STR型を基本とした分析結果等の従来の情報にSNP分析結果を参照情報として追加して、専門家による総合的な判断を実施
- ② これまでに新たに2名の形質鑑定人を養成。今後、遺骨収容事業に協力いただく予定
- ③ 令和5年度までの3か年の研究事業
- ④ 実際に収容した遺骨を用いた炭素・窒素安定同位体比分析結果や放射性炭素同位体の年代測定結果や分析手順等を専門家により検証



# 遺骨・遺族データのスクリーニングに関する専用ソフトウェアの開発 (身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する厚生科学研究)

## ① 研究の背景

- 平成28年度から遺骨検体から抽出したDNAデータを全てデータベース化ソフトウェア（DNA-VIEW）を用いて遺骨と遺族のDNAデータのスクリーニングを実施して、血縁候補となる遺骨・遺族の座位ごとの尤度比を算出するとともに、個別にDNAデータを確認
- 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定は、遺族との続柄から、常染色体のほかY染色体やmtDNA塩基配列の分析が必要だが、現在のソフトウェアは常染色体のみ対応で、それ以外は目視
- 令和元年8月、厚労省内の検討会「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間取りまとめにおいて「遺骨のDNA解析技術、血縁関係の特定等に資する研究の推進」について指摘されたこと等を踏まえ、効率的なスクリーニングの実現のため、令和3年度から研究に着手

## ② 研究の概要

- 研究課題は、「身元特定に係るDNA鑑定の精度向上に関する研究」
- 「戦没者遺骨鑑定の標準プロトコルの作成（効率の良いDNA抽出方法の実現）」と「戦没者遺骨と遺族データから該当する血縁者をスクリーニングする専用ソフトウェアの開発」を目的に、令和5年度まで3年間の研究を実施
- 研究代表者は、関西医科大学。他に6つの鑑定機関が研究分担者として参加

### (新たなソフトウェアの特徴)

- ①常染色体（STR21座位）のほか、Y染色体上のSTRとmtDNA情報を用いて分析
- ②戦没者遺骨は経年劣化によりDNA情報が欠落（ドロップアウト）しているケースが多いことを踏まえ、血縁関係のスクリーニングでは、ドロップアウトを想定して分析

## ③ 今後の予定

- 現在、日本人データから生成した模擬DNAデータをもとに、ソフトウェアの精度検証を実施
- 令和5年度は、実際の遺骨と遺族のDNAデータ（匿名化情報）を用いて、現在用いているソフトと併走しながら、新たなソフトウェアの実用化に向けた検証を実施
- 戦没者遺骨鑑定の標準プロトコルとあわせて、より効率的で迅速なDNA鑑定を実施

**(参考資料)**

# 鑑定に必要なDNA抽出・分析を実施した遺骨・遺族検体数の推移

令和5年1月末現在（単位：件）

年度	遺骨件数	遺族件数	(参考) 鑑定機関数
平成29年度	202	191	11機関
平成30年度	330	397	11機関
令和元年度	768	502	12機関
令和2年度	955	553	12機関
令和3年度	684	754	12機関
令和4年度	1,217	1,633	13機関

(注) 上記件数には、再分析した件数を含む。また、令和4年度の件数には、現在DNA抽出中のものを含む

# 戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について①

## 身元特定DNA鑑定会議について

戦没者の遺骨を関係遺族にお返しするため、平成15年度から、記名等のある遺留品等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。

現在、DNA鑑定の専門家で構成される本会議において、戦没者遺骨と関係遺族に係る個別のDNA鑑定を行っている。

【会議概要】 議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。 ※血縁関係の確認ができたものについて、特に記載のないものは手掛かり情報がある件数

(令和2年度)

### 1 第1回会議(令和2年7月29日開催)

- 63件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件(うち手掛かり情報なし1件)。血縁関係の確認ができなかったものが49件。11件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

### 2 第2回会議(令和2年9月29日開催)

- 54件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが3件。血縁関係の確認ができなかったものが49件。2件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。他に第1回会議で保留扱いとした手掛かり情報なし1件について血縁関係の確認ができたことの報告を行った。

### 3 第3回会議(令和2年12月22日開催)

- 81件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが9件(うち手掛かり情報なし2件)。血縁関係の確認ができなかったものが65件。7件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

### 4 第4回会議(令和3年2月17日開催)

- 28件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが18件。6件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

### 5 第5回会議(令和3年3月23日開催)

- 60件について鑑定を行った。このうち、血縁関係の確認ができたものが6件。血縁関係の確認ができなかったものが5件。49件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

# 戦没者遺骨の身元特定DNA鑑定会議の審議について②

(令和3年度)

## 6 第6回会議(令和3年6月22日開催)

- 53件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが1件。血縁関係の確認ができなかったものが51件。1件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

## 7 第7回会議(令和3年9月22日開催)

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが4件。血縁関係の確認ができなかったものが103件。3件については、より精度の高い分析を行ったうえで、今後再確認することとなった。

## 8 第8回会議(令和3年12月15日開催)

- 110件について鑑定を行った。血縁関係の確認ができたものが5件(注1)。血縁関係の確認ができなかったものが105件。  
(注1) 前回の第7回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

## 9 第9回会議(令和4年2月9日開催)

- 114件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件(注2)。血縁関係が確認できなかったものが112件。  
(注2) 第9回会議で血縁関係が確認できた2件のうち1件については、第10回会議で結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

## 10 第10回会議(令和4年3月23日開催)

- 124件について鑑定を行った。血縁関係が確認できなかったものが122件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。

(令和4年度)

## 11 第11回会議(令和4年6月22日開催)

- 185件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが5件(注3)。血縁関係が確認できなかったものが178件。2件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。  
(注3) 第7回及び第8回会議で血縁関係の確認できたものと同一個体であることが確認できた1件、複数の個体があり、そのうち一部の個体について再度分析等した上で、結果を次回以降に報告することとなった1件、専門家による形質的な確認を行った上で、結果を次回以降に報告することとなった1件を含む。

## 12 第12回会議(令和4年9月14日開催)

- 174件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが2件(注4)。血縁関係が確認できなかったものが164件。8件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。  
(注4) 前回の第11回会議で血縁関係が確認できたものと同一個体であることが確認できた1件を含む。

## 13 第13回会議(令和4年12月21日開催)

- 238件について鑑定を行った。血縁関係が確認できたものが9件(注5)。血縁関係が確認できなかったものが198件。31件については、血縁関係の鑑定をしたものの結論を保留し、必要な分析を行った上で、今後再確認することとなった。  
(注5) 手掛かり情報なしの遺骨との間で鑑定を行った1件、その他、検出技術・検出キットの精度等を考慮し再度鑑定を行ったものを含む。

## 14 第14回会議(令和5年2月15日開催)

- 今後、厚生労働省ホームページにて議事要旨を公表予定。

# 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定結果を審議した結果

令和5年1月末現在（単位：件）

年 度	身元が判明	身元判明に至らない	審議件数
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	40	394	434
平成29年度	16	50	66
平成30年度	49	444	493
令和元年度	25	231	256
令和2年度	26	186	212
令和3年度	10	493	503
令和4年度	14	540	554
<b>計</b>	<b>※1,224</b>	<b>3,461</b>	<b>4,685</b>

※身元判明数の地域別内訳：旧ソ連地域：1,193 南方等：31

# 戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について①

## 所属集団判定会議について

「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部について、日本人の遺骨ではない可能性が指摘されていたにもかかわらず、適切な対応がなされていなかったことから、事業の見直しを行い、令和2年5月に見直し方針を公表し、日本人の遺骨であるかの判定を、専門家による「所属集団判定会議」で行うこととした。

【会議概要】 ※議事要旨は厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

(令和2年度)

### 1 第1回会議 (令和2年7月31日開催)

#### ○ 所属集団判定会議について

当面の検討課題等を整理し、日本人と判定する基準、遺骨収容に関する技術の向上等について、検討していくこととされた。

#### ○ 日本人遺骨の判定について

国際的なデータベースを基に日本人と判定する基準(判定基準)を設定するに当たり整理すべき事項について議論を行った。今後さらに具体的な判定基準を議論していくこととされた。判定基準の議論を行う際、令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体のDNAデータ等を資料として検討した。14検体のうち、2検体については日本人の遺骨である蓋然性が低く、その他の12検体については日本人の遺骨である蓋然性があるが、判定結果を確定するには至らず、引き続き、判定基準を含め議論を行い、日本人の遺骨であるか否かを判定することとされた。

### 2 第2回会議 (令和2年10月2日開催)

#### ○ 日本人遺骨の判定について

STR型を基本とした分析(Y-STR、ミトコンドリアDNA)結果を基に国際的に利用されているWeb上のデータベース(YHRD、EMPOP)を利用して導き出したY染色体・ミトコンドリアDNAのハプログループと埋葬地・収容地の性格区分により日本人の遺骨の蓋然性を判定する基準について検討した。

#### ○ カザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の判定について

令和元年8月に検体を採取したカザフスタン(第347収容所レニノゴルスク市)埋葬地の14検体について判定を行った。

### 3 第3回会議 (令和2年12月3日開催)

○ ロシア、沖縄、マーシャル諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、キリバス、ウェーク島、ミャンマー、東部ニューギニア、フィリピンの遺骨の検体について判定が行われた。

### 4 第4回会議 (令和3年3月10日開催)

○ 硫黄島、樺太、東部ニューギニア等(オーストラリア・クイーンズランド博物館)、ロシアの遺骨の検体について判定が行われた。

## 戦没者遺骨の所属集団判定会議の審議について②

(令和3年度)

5 第5回会議 (令和3年6月10日開催)

- ロシア、カザフスタン、パプアニューギニア、パラオ、ミャンマーの遺骨の検体について判定が行われた。

6 第6回会議 (令和3年9月13日開催)

- ロシア、ベトナム、インド、タイ、カザフスタン、ソロモン諸島、硫黄島の遺骨の検体について判定が行われた。

7 第7回会議 (令和3年12月20日開催)

- ロシア、占守島、樺太、ノモンハン、米国（ウェーク島）、ミクロネシア（ウォーレイアイ環礁）の遺骨の検体について判定が行われた。

8 第8回会議 (令和4年1月11日開催)

- インドネシア、ロシア、フィリピン、マーシャル諸島、ミャンマー、パラオの遺骨の検体について判定が行われた。

9 第9回会議 (令和4年3月28日開催)

- ロシア、硫黄島、沖縄、キリバス、トラック諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

(令和4年度)

10 第10回会議 (令和4年6月30日開催)

- ロシア、カザフスタン、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

11 第11回会議 (令和4年10月12日開催)

- ロシア、トルクメニスタン、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。

12 第12回会議 (令和4年12月27日開催)

- モンゴル、ロシア、マリアナ諸島、ビスマーク諸島、ソロモン諸島、沖縄、東部ニューギニアの遺骨の検体について判定が行われた。



# 所属集団判定会議において審議した判定結果

令和5年1月末現在（単位：件）

年 度	判定 会議	日本人遺骨	日本人遺骨の 可能性が低い	判定不可	合計
令和2年度	第1回				999
	第2回	12	2	0	
	第3回	130	0	44	
	第4回	687	38	86	
令和3年度	第5回	606	0	444	4,371
	第6回	1,022	0	165	
	第7回	608	29	154	
	第8回	550	26	129	
	第9回	419	1	218	
令和4年度	第10回	489	0	78	1,944 (33)
	第11回	624	4	21	
	第12回	674(23)	0(0)	54(10)	
合計		5,821(23)	100(0)	1,393(10)	注1 7,314 (33)

(注1) 合計件数は、これまでに所属集団判定会議において審議した累計件数である（再審議分を含む）。

(注2) ( ) 内の数は、SNP分析結果等を踏まえた再審議（総合的判定）による判定結果の件数を示す。

(注3) 上記の表に掲載された審議件数のほか、遺骨収集有識者会議「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」によるロシア7事例の判定により日本人遺骨の可能性が低いと判定された遺骨が460件ある。

また、同チーム報告書（令和2年3月25日）において、一部日本人の遺骨である可能性が低い遺骨も入ったロシア2事例、全てが日本人の可能性が低いとされたフィリピン10検体、及び、「「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について」（令和元年12月18日）において公表した、ロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例の遺骨計241件については、次世代シーケンサを用いたSNP分析を導入・実施し、所属集団の判定を行うこととしていた。

# 地域別保管検体数

令和5年1月末現在（単位：件）

収集地域	検体数
旧ソ連	6,881
モンゴル	624
樺太	67
ノモンハン	85
硫黄島	752
沖縄	1,342
フィリピン	47
インドネシア	29
タイ	1
インド	18
ミャンマー	188

収集地域	検体数
東部ニューギニア	277
ビスマーク・ソロモン諸島	844
マリアナ諸島	966
パラオ諸島	218
マーシャル諸島	63
ギルバート諸島（タラワ）	183
ウエーク島	6
トラック諸島	21
メレヨン島（ウォーレアイ）	6
ツバル	1
不明	17

※保管検体数とは、遺骨収集にて採取し厚労省が保管している検体。  
（鑑定機関において鑑定中の検体を含む）

<b>合 計</b>	<b>12,636</b>
------------	---------------

# 戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）について

## 1. 分析施設の目的

- 戦没者の遺骨は長年地中等にあり保存状態が悪く、身元特定には遺骨に僅かに残るDNAを抽出し、それを複製・増幅させ、遺族のDNA情報とあわせてDNA鑑定を実施している。
- このように戦没者遺骨のDNA鑑定には適切な技術水準と高い専門性が求められるため、現在12の鑑定機関（大学）において、DNA鑑定を委託実施している。
- 12鑑定機関におけるDNA鑑定に加えて、戦没者遺骨の科学的鑑定体制を整備・強化するため、厚生労働省社会・援護局「戦没者遺骨鑑定センター」に、厚生労働省がDNA鑑定（検体からDNA抽出、DNA情報の判定、遺骨と遺族それぞれのDNAとのマッチング）を実施する分析施設を設置し、令和4年9月16日付で稼働した。
- 分析施設において戦没者遺骨の鑑定実績を積み重ね、鑑定機関と分析内容等を共有し、科学的鑑定体制の強化を図る。

## 2. 分析施設の概要

### (1) 分析施設の場所

- ・ 厚生労働省本省周辺にある民間施設(※)の1室を借り上げ(必要な改装工事を実施)  
(※)東京都江東区新木場にある民間施設「三井リンクラボ新木場1」
- ・ 敷地面積は約100㎡。  
①事務室 ②検体からDNAを抽出するための室(Extraction lab) ③DNAを増幅し分析するための室(PCR lab)

### (2) 分析施設に設置する検査機器等

- ・ 核酸抽出・精製装置(DNA抽出)
- ・ PCR増幅器(DNAを複製・増幅)
- ・ DNAシーケンサ(DNA配列等を解析)
- ・ フリーザー(試薬等の保管)
- ・ エアシャワー(室内への汚染物の持込を防止) など

### (3) 分析施設に配置する専門職員

- ・ DNA鑑定分析官(東京慈恵会医科大学 福井謙二氏)と検査技師2名

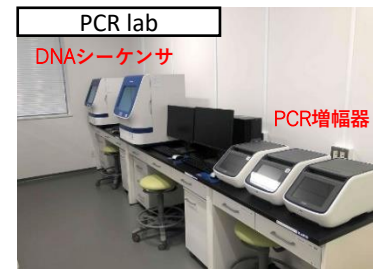
(参考) 分析施設におけるDNA鑑定プロセス

検体の破碎・脱灰  
タンパク質分解等

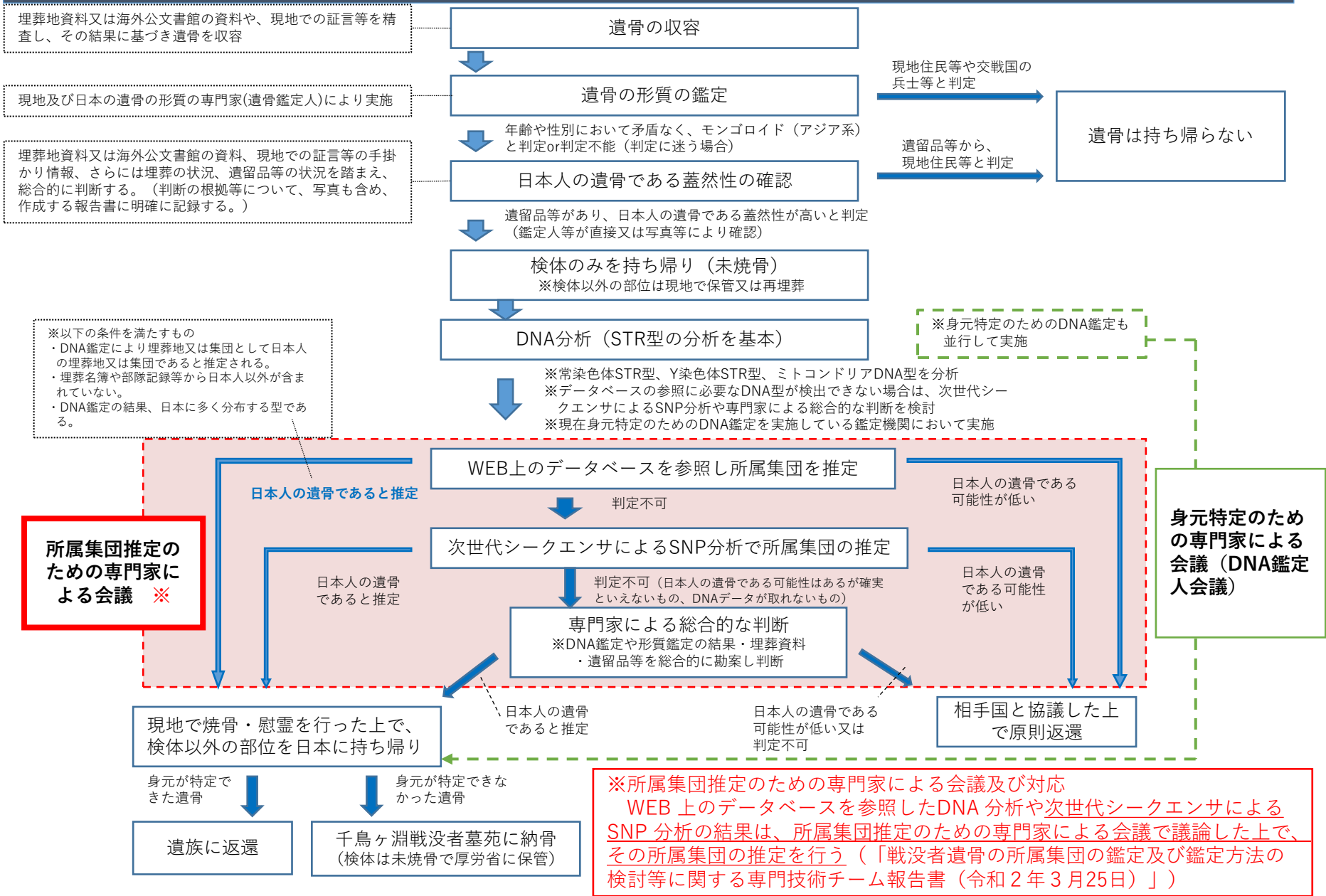
DNA抽出  
PCR増幅

DNA配列・STR  
型等の解析

個人識別鑑定



# 現在の遺骨収容・鑑定プロセス



## 戦没者遺骨鑑定センター運営会議の 開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨鑑定センターの業務の適正運営及び戦没者遺骨の鑑定の適正実施のため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「会議」という。）を開催し、同センターの年度計画の審議を行うとともに、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行う。

### 2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。

### 3. 運営

会議は、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることや DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

別紙

戦没者遺骨鑑定センター運営会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
しのだ けんいち 篠田 謙一	国立科学博物館館長
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長

注 ○は座長

## 所属集団判定会議の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定や形質鑑定の結果、埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案し、日本人の遺骨であるか否かを判断するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「所属集団判定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

- (1) 会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学、人類学等の専門的知識を有する者）。
- (2) 構成員の中から、DNA 鑑定分科会を参集する。

### 3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 所属集団判定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あだち のぼる 安達 登 ※	山梨大学医学部法医学講座教授
きたがわ みさ 北川 美佐 ※	大阪医科薬科大学医学教室技術員主幹
さかうえ かずひろ 坂上 和弘	国立科学博物館人類研究部研究主幹
さか ひでき 坂 英樹	明海大学歯学部教授
しのだ けんいち 篠田 謙一 ○※	国立科学博物館館長
たけなか まさみ 竹中 正巳	鹿児島女子短期大学生生活科学科教授
はしもと まさつぐ 橋本 正次	東京歯科大学副学長
やまだ よしひろ 山田 良広 ※	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法歯学教授

注 ○は座長

※は DNA 鑑定分科会構成員



## 身元特定 DNA 鑑定会議の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨について、DNA 鑑定の結果等を勘案して身元を特定し、遺族に返還するため、戦没者遺骨鑑定センターにおいて「身元特定 DNA 鑑定会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

会議の構成員は別紙のとおりとする（法医学等の専門的知識を有する者）。

### 3. 運営

会議は、DNA 情報等の個人に関する情報を保護する必要があるため非公開とする。

なお、会議終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。

### 4. その他

このほか、会議の運営に関し必要な事項は、戦没者遺骨鑑定センターにおいて定める。

## 身元特定 DNA 鑑定会議 構成員

(五十音順、敬称略)

あおき やすひろ 青木 康博	名古屋市立大学大学院 医学研究科法医学分野教授
あさむら ひでき 浅村 英樹 ○	信州大学医学部法医学教室教授
あさり まさる 浅利 優	旭川医科大学法医学講座准教授
うめつ かずお 梅津 和夫	山形大学医学部医学科法医学教室客員准教授
きたがわ みさ 北川 美佐	大阪医科薬科大学法医学教室技術員主幹
たまき けいじ 玉木 敬二	京都大学大学院医学研究科法医学講座教授
なかむら やすたか 中村 安孝	東京歯科大学法歯学・法人類学講座講師
はしやだ まさき 橋谷田 真樹	関西医科大学医学部法医学講座准教授
ふくい けんじ 福井 謙二	東京慈恵会医科大学法医学講座定年嘱託教員
まつすえ あや 松末 綾	福岡大学医学部法医学教室講師
みなぐち きよし 水口 清	東海大学医学部客員教授
やまだ よしひろ 山田 良広	神奈川歯科大学大学院災害医療歯科学講座 法医歯科学教授
よしい とみお 吉井 富夫	元警視庁科学捜査研究所理事官

注 ○は座長

## 戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会の開催について

### 1. 目的

戦没者遺骨収集において収集した遺骨の年代測定・所属集団判定のために同位体分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討するために、大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）のもとで「戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする（同位体分析等の専門的知識を有する者）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）が指名する。

### 3. 運営

- (1) 検討会は、原則としてWeb会議形式で開催する。
- (2) 検討会は、公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。  
なお、検討会終了後、可能な範囲で資料を公表し、議事要旨をホームページにおいて公開する。
- (3) 検討会の庶務は、社会・援護局事業課において行う。

### 4. その他

このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）と協議の上、定める。

## 戦没者遺骨収集における同位体分析の活用に係る検討会構成員

(五十音順、敬称略)

いしだ はじめ 石田 肇	琉球大学大学院医学研究科人体解剖学講座教授
がくはり たかし 覚張 隆史	金沢大学国際文化資源学研究センター助教
そめた ひでとし 染田 英利	社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室事業専門官 (併) 防衛医科大学校防衛医学研究センター付 (兼) 琉球大学非常勤講師
たやす いちろう 陀安 一郎	総合地球環境学研究所研究基盤国際センター教授
よねだ みのる 米田 穰 ○	東京大学総合研究博物館放射性炭素年代測定室教授

注 ○は座長